

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十五第

月六年六十和昭

哀辭 故山本博士遺影及署名

論叢

支那の農家と田賦附加税……………經濟學博士 八木芳之助

佛印幣制論……………經濟學博士 松岡孝兒

企業者労働費論……………經濟學士 大塚一朗

貨幣流通期間と平均生産期間……………經濟學士 青山秀夫

時論

重慶政府の戦時物價政策……………十龜盛次

記事

山本博士逝く

追憶文

神戸 正雄 末廣 重雄 牧野 虎次 中瀬古六郎 本庄榮治郎

谷口 吉彦 松岡 孝兒 大塚 一朗 堀江 保藏 穂積 文雄

高木 眞助 蟻川 虎三 石川 興二 金持 一郎 岡本 清造

附錄

彙報

外國雜誌論題

本誌第五十二卷總目錄

經濟論叢

第五十二卷 第六號 (通卷第百拾貳號) 昭和十六年六月發行

論叢

支那の農家と田賦附加税

八木芳之助

朱俛は「田賦附加税之繁重與農村經濟之没落」なる論文中に於て、支那農村窮乏の原因を分つて、政治的原因、經濟的原因及び天然的原因の三つとしてゐる。

而して先づ政治的原因としては、(1)農村の秩序及び治安の紊亂によつて、農民が生存し得ず、或は流出して盜匪となり、或は都市に集中して、畸形的なる農民離村現象と病態的なる大都市の發展とを促すこと、(2)税捐の重壓に堪へかねて農民は農地を抛棄して、大都市に集中して生存を謀り、或は身を挺して險に走り、之が更に地方治安崩潰の原因となることを擧げてゐる。

次に經濟的原因として、(1)支那の工業化並に外國工業品の輸入によつて、農村の副業や手工業が衰退の傾向を

迫ること、(2)公債の濫發によつて農村金融を涸渴せしめ、金利を昂騰せしめ、ひいて農村經濟の崩潰を促すことを指摘してゐる。

第三に天然的原因として、(1)先づ水災を挙げ、近年水災が頻々として起り、毎回堤防が決潰し、村落や農地が悉く沼湖と化し、數省、數百縣に亙る水害地帯の農民は歸へるに家なく、之によつて自から農村經濟の没落を促すことを指摘してゐる。(2)旱荒もまた農村を窮乏せしめる一因にして、西北各省が最も甚だしく、民國十九年の西北の大旱魃の如き、甘陝一帶、赤地千里に及び、之によつて農村人口の激減を促し、農村經濟没落の一重要原因をなすことを指摘してゐる。

斯くの如く朱悛は支那農村窮乏化の原因を以て甚だしく複雑であるとすと共に、また各地農村經濟の没落原因を以て決して一律不變ではないとする。即ち黃河流域の各省に於ける農村の窮乏化は、水災及び旱荒に因ること多く、江蘇、浙江に於ては工業化及び外國工業品の輸入によること多く、江北其の他の各省に於ては水災や治安の不定によること多く、また江西及び湖北に於ては匪亂、その他の治安の不良による處が大であつたとする。併し朱悛は支那農村窮乏化の普遍的原因を探求して、之を税捐の繁重に歸し、特に田賦正税を遂に超過する田賦附加税こそ、農村經濟窮乏化の一般的原因をなすと結論してゐる。¹⁾

思ふに支那は古來より重農國家であり、商工業の發達が幼稚であつたから、國家の財政収入もまた田賦を以て其の大宗となさざるを得なかつた。然るに阿片戰爭後、外國資本主義の侵透により、少數の沿江、沿海地域に商工業の發達を見るに至り、次いで國際貿易の進展に伴ひ、國家の税收源としては、次第に關稅、營業稅、統稅收入等に重きを置くに至つた。併し乍ら關稅收入は巨額に上ると謂ふものゝ、それは主として沿江、沿海の各省に

1) 朱悛、田賦附加税之繁重與農村經濟之没落（行政院農村復興委員會、田賦附加税調査）一頁乃至五頁。

2) 尤保耕、田賦附加與中國財政（中國經濟、第二卷、第七期、民國二十三年七月）一頁。

よつて收得されるに過ぎず、また商工業の發達も少數の都邑に限られ、全國の大部分は尙ほ依然として農業に依存してゐる。今日と雖も農民は全國總人口の八割を占め、農民は土地に定着して生活してゐるから、各省の稅收は田賦を以て其の大宗とする。³⁾ 先に清朝康熙五十一年竝に雍正二年の諭で、田賦正稅が固定化されたので、爾後稅收の増加は専ら附加稅に頼ることとなり、之が附加稅増徴の原因となつた。民國十七年に至り、國民政府が國家收入と地方收入とを劃分する標準を頒布してより後は、田賦は地方收入に歸し、省政府の歲入の大宗となつた。⁴⁾ 尙ほ從來各省は其の稅收として釐金を有してゐたが、民國二十年に至り釐金も廢止せられ、田賦を以て地方收入の主要源泉となすこととなり、田賦附加稅の増徴を齎すこととなつた。かくて地方政府の財源は田賦、否その實は田賦附加稅に頼ることとなり、田賦附加稅は支那農民の最苛重の負擔となり、甚だしきに至つては田賦附加稅は正稅を超過すること十餘倍乃至二十五倍(江蘇、海門)にも達してゐる。これ今日田賦の整理について語らんと欲せば、必ず先づ附加稅の整理より始むべく、農村經濟没落の救濟について語らんと欲せば、また必ず附加稅の輕減より始むべきであると謂はれる所以である。⁵⁾

二

前清時代に於ては、民心を收攬する關係上、田賦の徵稅額を引上げない方針が採られて來た。これは康熙大帝が漢人の人心を收攬するため、「永不加賦」との上諭を下されたことに因由する。即ち康熙五十一年(一七二二年)の諭、竝に同五十二年の恩詔にいふ、

朕覽各省督撫奏編審人丁數目。並未將加增之數。盡行開報。今海宇承平已久。戶口日繁。若按現在人丁加徵錢糧。實有不可。人丁雖增。地畝並未加廣。應令直省督撫。將現今錢糧冊內有名丁數。毋增毋減。永爲定額。嗣後所生人丁。不必徵收錢糧。編審

- 3) 滿鐵、北支事務局調査部、河北省稅制調査報告書(明和十三年)五七頁。
- 4) 東方平、田賦附加稅之總檢討(汗血叢書、田賦問題研究、上)一七〇頁。孫曉村編、廢除苛捐雜稅報告(農村復興委員會會報、第一卷、第十二號)三頁。
- 5) 朱傑、中國租稅問題、五九頁。

時。止將增出實數。察明另造冊題報。

五十二年恩詔。嗣後編審增益人丁。止將滋生實數奏聞。其徵收辦糧。但據五十年丁冊。定爲常額。續生人丁。永不加賦。

即ち康熙五十一年には錢糧冊に記載せられた丁額を標準として、爾後これが増減を行はざることとし、次で同五十二年には、五十年の額を地丁の定額と爲して、爾後永遠に賦を加へざるの大詔を發し、立て、祖訓と爲した。その後雍正二年（一七二四年）に丁銀を地糧に併合し、無地の丁は丁税を輸するを要せざることとしたが、併し田賦正税は祖訓に違つて増加しなかつた。かくて田賦正税収入が固定したので、爾後に於ける稅收の増加は専ら附加税に之を求めることとなり、後世の田賦附加税が増加して已まざるの原因が、茲に胚胎することとなつた。

かくて康熙以後の歷朝は「永不加賦」の祖訓を遵守したが、併し實際上には加賦の痕跡が認められる。即ち雍正の火耗、乾隆の平餘、嘉道の漕折等之である。併し此等の三者は寧ろ附加税の萌芽、濫觴をなすに過ぎない。今日の田賦附加税の嚆矢をなすものは、咸豐初年の「按糧隨徵津貼」に因るものであり、之によつて當時に於ける太平天國の亂を鎮定するに要する軍資金を調達するため、毎田賦銀一兩につき附加税として一兩を隨徴したものである。光緒の中葉以後、新政を興すに當つて、地方經費は各省に於て自由に調達することとなつたが、各省に於ては人民の反抗少なく徵收の容易なる田賦附加税の形式を以て、之を徵收した。之より各省に於ける田賦附加税の名目が漸く繁多となつた。即ち直隸の警學敵捐、山東の地丁改錢徵收、河南の酌復錢糧舊價、山西の本省賠款加捐、江蘇、湖北の規復丁漕徵價、安徽、江西、浙江の丁漕加捐、福建、四川、廣東の加收糧捐、新加糧捐、新加三成糧捐等之であり、その稅率、用途、徵收方法は各省に於て異つてゐる。併し當時に於ける此等附加税の多くは規費（手数料）の性質を帯び、納稅者の負擔は寧ろ輕微であつた。

6) 朱俛、前掲論文、六頁。木村増太郎氏、支那財政論、三二一頁。

7) 朱俛、中國租稅問題、六〇頁、六一頁。

8) 朱俛、前掲論文、八頁、九頁。

9) 天野元之助氏、支那田賦制度と地稅整理(上海滿鐵季刊、第一年、第二號)一五頁。

民國時代となつて、新田賦附加税の徴收は、直隸、山東の兩省で始められた。即ち民國三年十一月、河北の濮陽で黄河が決口するや、正税の一割に當る附加税を徴收して、中央收入とし、濮陽河工の用に充てた。續いて民國四年、中央政府は四年度の收支豫算の不足額を填補する方法として、各省に電令し、直隸、山東の先例に倣つて、一律に附加税を増徴せしめた。爾來附加税の徴收は漸増したが、國民政府の成立後は更に一層繁重のものとなつた。¹⁰⁾

附加税が次第に苛重となるや、既に民國元年十二月に袁世凱は參議院の諮詢を経て、「附加税は正税の百分の三十を超過するを得ず」との制限を設けた。次いで民國十七年には「劃分國家收入地方收入標準」を確立して、田賦收入を地方收入に歸することとした。茲に於て同年十二年には地方財政の監督官廳たる財政部より「限制田賦附加税辦法」を公布することとした。¹¹⁾

第一條 田賦正税附加税の總額は、現時地價の百分の一を超過するを得ず。その既に此の數を超過せる各縣は、再び増加するを得ず、且つ法を設けて漸次減税し、地價百分の一の限度に適合せしむべし。

第二條 田賦附加税の總額は、舊有正税の數を超過するを得ず、其の既に正税を超過せる各縣は、再び附加税を加ふるを得ず、且つ法を設けて漸次減税し、正税と同額たらしむべし。

第七條 清丈報價の實行以前にありては、地價の百分數は暫らく各縣現時の地價を以て標準とす。

併し斯かる規定も空文と化し、田賦附加税は一般に苛捐雜税中の最も重大なるものとなつた。¹²⁾ 殊に民國二十年に釐金が廢止せらるゝや、田賦附加税の増徴に一層の拍車がかげられ、田賦附加税は各地方政府が其の財政を辦理する唯一の財源となり、附加税の名目は頗る増加を加へた。即ち地方政府の行政、公安、保衛、教育、衛生、築路、建設、測量、清丈、慈善、甚だしきに至つては鄉鎮公所の辦公費まで、之を田賦附加税に取らざるはな

10) 朱傑、中國租稅問題、七二頁。

11) 朱傑、田賦附加税之沿革(行政院農村復興委員會、田賦附加税調査)二八頁、二九頁。

12) 天野元之助氏、苛捐雜税下の河北農村(滿鐵調査月報、第十六卷、第四號)一一頁。

く、現在の如き畸形病民の制度を造成するに至つた。¹³⁾

茲に於て中央政府も之に鑑みる所あり、民國二十三年五月に第二次全國財政會議を召集して、田賦附加税の輕減、苛捐雜税の廢除に關して討議した。この會議に、孔祥熙は王伯羣との連署を以て、田賦附加輕減に關する財政部案を提出した。その理由書に曰く

「近來各省の田賦は、從來附加なかりし少數のものを除けば、大半附加額が正税の額を超過してをり、超過の程度は必ずしも一樣ではないが、民力の負擔に堪へざる點に於ては同様である。加之、最近釐金の廢止せらるゝや、一切の地方事業は擧げて、田賦項下に巧に名目を立て、續々その經費を隨正帯征するに至つた。……今や田賦附加は、正税を超過すること二十倍に達するものすらあり、農村經濟破産し、民生憔悴の極に在る今日に於て、速に挽救の道を講ぜざれば、情勢の赴く所、民困日に深く、共產黨徒これを口實として民衆を煽動する惧あり、前途の隱憂何ぞ想設に堪へん。是を以て、田賦附加は、民力を度察して、大いに削減に努むべきを至當とする。……」¹⁴⁾と。

この會議に於て田賦附加に關する制限竝に税收減補充に關する決議がなされた。その主なる點は、(1)各縣の土地陳報實施後に於て、その報告地價を課税徵收の標準に資し得るときは、この報價に照して土地を若干等級に分ち、各等級毎に平均價格を酌定して、その百分の一の課税を爲すを原則とし、附税の名目は一律に之を取消す。その税收の分配は、省四割、縣六割を原則とするも、各縣の地方情形を斟酌して、之を増減することを得る。

(二)土地の清丈が未だ實行されない以前に於て、各縣の田賦を陳報地價に照して徵收するを得ないものは、報告價格及び收益を參照し、原有科則の繁雜を簡單にし、新等級に改めて之を徵收すべきものとする。但し附加税は原有正税の總額を超過するを得ない。原科則が輕微であるか、或は過重である地域に於ては、正附税の合計額が地價の百分の一を超過するを得ないことを原則とする。(三)現在の田賦附加が既に正税を超過せると否とを論ぜ

13) 孫曉村編、廢除苛捐雜税報告(農村復興委員會會報、第一卷、第十二號)五頁。

14) 滿鐵、前掲、河北省稅制調查報告書、七一頁。

す、二十三年度以降は、如何なる急需、如何なる名目を以てするも、再び増加するを得ない。(四)各縣區鄉鎮の臨時の畝捐、攤派は嚴に禁止する。(五)附加税の徵收期(正税と併せ徵收する)が満了するか、或は本來の徵收目標が既に存在せざるに至るときは、直ちに之を廢除すべく、再び用途を變更して、徵收を繼續するを得ない。(六)田賦附加税にして現に既に正税を超過せるものは、期間を限つて遞減すべく、且つ土地陳報によつて増加したる税額は、先づ第一に附加税輕減による減收補充の用に之を供すべきものとする。¹⁵⁾

かゝる決議に従つて、田賦附加税の整理、輕減を行つた省縣もあるが、何分田賦附加税は地方収入の大宗をなすものであるから、上述の決議に對しても、「陽奉陰違」¹⁷⁾の態度をとつてゐる省縣も少くはないと思はれる。

三

(一)、今茲に民國元年以降に於ける田賦附加税の増加を示すため、實業部中央農業實驗所の調査にかゝる田賦正税を一〇〇とする附税の割合を示せば、支那十七省では左の如き狀況を呈してゐる。(第一表参照)

即ち十七省を平均せる民國元年の水田田賦正税額を一〇〇とすれば、附加税額は民國元年では七六に過ぎなかつたが、二十年には一一九となり、二十二年には更に一二七に増加してゐる。

かくの如く田賦附加税の正税に對する比率は漸次遞増しつゝあるが、更にまた此の比率は各省に於て、また同一の省内に於ても縣によつて著しく異つてゐる。例へば河北省靜海縣に於ける民國二十二年度の正賦額に對する法定附加實徵額は九三%となつて居り、比較的輕微であるが、正賦額に對する地方附加實徵總額の比率は一六八%に達してゐる。¹⁸⁾ また河南省下九縣に於ける民國二十三年度の田賦正税は第二表に示す如く、各縣とも一律に每兩折銀二元二角となつてゐるが、附加税に至つては最低の輝縣では二・五元であり、最高の信城では一二・八元にまで

15) 東方平、田賦附加税之總檢討(汗血叢書、田賦問題研究)一九六頁、一九七頁。
16) 河北省の田賦附加税の輕減に就いては、前掲、滿鐵、河北省稅制調查報告書、七七頁以下参照。
17) 中國經濟年鑑(上)、民國二十四年續編、(F)二七九頁。

支那の農家と田賦附加税

第一表 支那十七省に於ける田賦正税と附税との割合(各年度の正税を100とす)¹⁹⁾

省	報告縣數	附 税	民國元年	民國二十年	民國二十二年
江蘇	43	水田 平原旱地 山坡旱地	90	118	113
			83	116	109
			88	131	109
安徽	28	同	66	98	96
			58	100	100
河南	58	同	66	87	81
			85	114	121
四川	50	同	35	133	148
			97	133	133
			65	108	113
雲南	19	同	77	111	110
			85	115	102
			71	140	152
貴州	15	同	81	104	137
			71	116	134
			69	110	128
湖北	20	同	67	148	144
			77	152	143
			64	95	124
湖南	35	同	69	91	119
			90	99	116
			90	163	158
江西	22	同	82	126	158
			84	113	119
			41	84	103
浙江	35	同	44	81	97
			54	76	86
			69	152	173
福建	20	同	72	161	159
			91	171	142
			78	121	86
廣東	37	同	111	112	85
			80	101	92
			117	135	156
廣西	34	同	111	120	163
			93	101	142
			74	139	156
河北	107	同	97	154	164
			73	151	156
			89	131	127
山東	87	同	87	126	132
			73	123	110
			78	112	122
山西	78	同	76	121	113
			88	124	121
			79	98	115
陝西	38	同	81	117	115
			73	103	107
			63	110	110
平均	42	同	63	97	83
			60	84	97
			76	119	127
			79	118	126
			79	116	117

第二表 河南省下九縣の田賦正税と附加税

縣名	田賦正税	田附加税
輝縣	元 2.2	元 2.51
滑縣	2.2	2.70
清川	2.2	3.00
新鄆	2.2	3.00
修武	2.2	3.66
鎮平	2.2	5.30
鄆城	2.2	9.30
方城	2.2	10.00
信城	2.2	12.80

達して居り、その間に著しい懸隔がある。²⁰⁾

更に江蘇省に於ける十三縣の田賦正税と附税とを比較するに、その比率には縣によつて著しい懸隔があり、海門縣では田賦附加税は正税の二十六倍にも達してゐる。(第三表参照)²¹⁾

(二) 次に田賦附加税の種目に就いて見るに、それは極めて繁雜にして、支那二十省に於ける附加税の種目は合計六百五十

18) 馮華德、縣地方行政之財政基礎(政治經濟學報、第三卷、第四期、民國二十四年七月)、七〇四頁。
 19) 東方平、前掲論文、一九四頁、一九五頁、尤保耕、前掲論文、二頁、三頁。
 劉世仁、中國田賦問題、一八八頁、一八九頁。

第三表 江蘇省十三縣の田賦正附稅比較

縣名	田賦正稅	田賦附加稅	比率(正稅=100)
邳縣	千元 6.2	千元 40.7	656
銅山	16.4	114.3	696
鹽城	11.1	94.6	852
興化	11.0	78.8	776
東台	9.9	31.4	317
泰縣	7.5	71.8	970
啓東	4.2	19.9	473
海門	2.9	75.5	2,603
南通	11.0	69.9	635
常熟	67.8	129.9	191
吳縣	82.8	148.5	179
崑山	49.1	74.4	151
無錫	50.0	82.4	164

は自治費なる一項目が加はつて合計十一項目となつてゐる。²⁰⁾

かく田賦附加稅項目の繁多となるに伴ふて、附加稅の過重となることは之を免れないところである。この事は江蘇省泰縣の田賦附加稅遞増の狀況が之を瞭に示してゐる。²⁴⁾(第四表參照)

即ち附加稅の項目が年と共に愈々繁雜となるに伴ひ、其の稅額は愈々重くなつてゐる。即ち民國二十二年度では毎兩忙銀(上下二期每兩を銀元に換算)正稅は一元五角に過ぎないが、附加稅は七元八角一分二釐に上り、正稅の五倍以上に達してゐる。

(三)、この田賦附加稅の徵收は、普通田賦正稅の徵收に際して併せ徵收するところの所謂「隨糧帶征」の方法によつてゐるが、この附加稅徵收の標準として通常採用されるものには左の四種がある。

(1)、原稅に按じて徵課するもの この種の標準を採用するものには、浙江江山の地丁除蝗捐每兩一角の如く、

一種に達してゐる。²²⁾ しかも此の田賦附加稅の種目たるや、民國以來、年と共に繁多となりつゝある。例へば河北省大名縣に於ける民國二十年度の田賦附加稅は、警款、學款、區經費、區團費の四項目に過ぎなかつたが、二十一年度には新に建設局經費、財務局經費、臨時費、保衛團經費、救濟院經費、度量衡檢定所經費の六項目が加はつて合計十項目となり、更に二十二年度に

20) 上掲、農村復興委員會、田賦附加稅調查、三一五頁、三一六頁。

21) 行政院農村復興委員會、江蘇省農村調查、六三頁。

22) この内譯は、河北48、山東11、山西30、陝西9、河南42、江蘇147、安徽25、湖北61、湖南23、江西61、四川20、雲南17、廣西15、浙江73、福建14、廣東25、察哈爾

税目	民國三年	民國四年	民國七年	民國十年	民國十八年	民國二十一年
正税	1.8	1.8	1.8	1.5	1.5	1.5
省附税	0.3	0.3	0.25	0.25	0.25	0.25
縣附税				0.30	0.30	0.30
徵收費或は手数料		0.084	0.082	0.082	0.082	0.082
清郷經費	0.2					
警備隊經費		0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
水利經費				0.08		
新案畝捐					0.4	
治港畝捐						0.4
教育經費					0.08	0.08
普教畝捐					2.0	2.0
積穀經費					0.1	0.1
三里廟建閉費					0.1	0.1
市郷行政費					1.3	1.3
公安經費					0.5	0.5
築路經費					1.0	1.0
新增公安經費					0.6	0.6
農業改良捐						0.4
彌補地方預算不敷經費						0.4
併日額計	2.3	2.384	2.332	2.412	8.512	9.312
省縣正稅及各種附加稅元換算						
併徵兩合						

て徵課するもの例へば江西甯康の畝捐、毎畝年徵二角の如き、また廣東廣寧の學費附加、毎畝年徵一分八釐の

「兩」に按ずるもの、四川蘆山の修志局經費每斗收錢四百文の如く「斗」に按ずるもの、江蘇高郵の漕米義穀捐毎擔帶徵一元の如く「擔」に按ずるもの、安徽滁縣の常平倉每元附加二元の如く、「元」に按ずるもの等がある。

(2) 畝に按じ

8、寧夏4、新疆5、甘肅13種目となつてゐる。東方平、前掲論文、一七一頁。
 23) 榮永慶、河北省十一縣賦稅概況(經濟統計季刊、第二卷、第三期)六五四頁。
 24) 農村復興委員會、田賦附加稅調查、三二頁、三三頁。
 25) 劉世仁、中國田賦問題、一六六頁。
 26) 同書、一六七頁。

如き之である。

(3)、串票に按じて徴課するもの 例へば廣東開平の倉捐の如きは串票(稅票)毎張收銀二分となつて居り、江西樂平の丁米附加の如きも串票毎張收銀二分となつてゐる。

(4)、戸に按じて徴課するもの 例へば浙江新登の地丁串捐、毎戸一角一分の如き之である。²⁵⁾
更、この出賦附加稅の徴收については、左の如き積弊を伴ふことを免れない。²⁶⁾

(1)、徴收期日については、串票(稅票)に只年を記して、月日を記入しないものがあり(例へば江蘇鎮江、句容、漣雲、安徽濬縣、銅陵、山東沂水、湖北應城)、²⁷⁾ また徴收年月日を全く記入しないものがある(例へば江蘇淮陰)²⁸⁾。

(2)、縣政府、縣長、財政局等の名義を用ひて徴稅するも、別に串票に經徵員の簽名蓋章(署名捺印)のないものがある(江蘇江寧、句容、淮陰、漣雲、安徽濬縣、銅陵縣、湖北應城の如し)。²⁹⁾

(3)、附加稅の名目及び稅額を表示するため、串票上に木戳(木版)を捺して居るが、それが甚だしく不鮮明なものがある(江蘇江寧、鎮江、句容、淮陰、漣雲、安徽濬縣、銅陵の如し)。³⁰⁾

(4)、附加稅の徴收には、每畝、每兩、每元、每串帶徴若干等と書いてゐるが、各糧戸の納むべき總額を記入しないものがある(江蘇句容、淮陰、漣雲、安徽濬縣、銅陵縣、湖北應城の如し)。³¹⁾

(5)、貨幣單位が不統一にして、「兩」、「元」、「石」、「元」の換算が極めて繁雜である(江蘇句容、淮陰、漣雲、安徽濬縣の如し)。³²⁾

(6)、串票上に田畝數を記載しないものがあり(江蘇漣雲縣、安徽銅陵、湖北應城)、³³⁾ また地主の住所を記載しないものもある(山東沂水)。³⁴⁾

27) 農村復興委員會、田賦附加稅調查、六三頁、八九頁、一九五頁、二九四頁、三〇九頁、三三七頁、三六一頁、
28) 同書、一八二頁。
29) 同書、五三頁、八九頁、一八二頁、一九五頁、二九四頁、三〇九頁、三六一頁。
30) 同書、五三頁、六三頁、八九頁、一九五頁、二九四頁、三〇九頁。

(7)、附加税の徴収に際して多くは其の決議機關を説明して居らず、之によつて租税立法精神を缺いてゐるものがある(江蘇鎮江、淮陰、淮安、安徽滁縣³¹⁾)。

田賦附加税の徴収上には、かゝる曖昧と、煩雜とを伴ふから、之に乗じて徴税胥吏は淨收(餘分の徴収)や中飽(不正なコミッションと)を行ひ、それが人民に對する無形の負擔となり、その苛重の程度に至つては有形の附加税そのものに譲らない有様である。

(四)、かくの如くにして徴収される田賦附加税収入が、如何なる方面に支出されるか、その用途について考察するに、公安經費、保衛團經費及び警務經費等の如き治安維持費が最高比率を占めてゐる。例へば河北省靜海縣では左の狀況を呈してゐる。³²⁾

第五表 河北靜海縣の田賦附加税の用途分配(單位元)

年次	總額	教育		區自治		保衛		警務		鄉村教育	
		元	%	元	%	元	%	元	%	元	%
民國二十年	三九,九四	五四〇〇	一八・〇	四,五〇	一五・一	一,五六二	五・二	一七,四五三	五・二	一,〇〇〇	三・五
民國二十一年	六六,九四七	五,〇〇〇	一三・八	一〇,九〇	二八・二	二,三七六	三・三	一〇〇,〇〇	三・七	—	—
民國二十二年	七三,九四	五,〇〇〇	七・三	一四,〇八	一九・一	三,二六〇	四・三	三三,五三	四・五	一,六〇〇	二・一

かゝる狀況は當に靜海縣のみに限らず、支那各省の普遍的現象となつてゐる。元來、保衛公安の目的は、人民をして安居樂業せしむるにあるが、農民は其の身上に不斷に巨大なる保衛公安經費を擔はされる結果として、農

31) 同書、八九頁、一八三頁、一九五頁、二九四頁、三二〇頁、三六一頁、
 32) 同書、八九頁、一八二頁、一九五頁、二九四頁。
 33) 同書、一九五頁、三〇九頁、三六一頁。
 34) 同書、三三七頁。
 35) 同書、六三頁、一八二頁、一九五頁、二九四頁。

民は安居樂業する能はず、苛重の負擔に堪へずして、反つて多くは身を挺して險に走る分子を増加し、農村が愈々騒々しくなり、保衛公安組織も従つてまた大となり、經費負擔も愈々多くなり、之によつて農民の負擔も更に愈々多くなり、農村が愈々騒々しくなることを免れない。かゝる因果的循環こそ、田賦附加税の最大矛盾となつてゐる。田賦附加税収入の用途中、保衛公安等の經費につくものは、建設、教育、農業改良等の諸經費であるが、實際上、各縣の地方支出は保衛公安等の經費を除けば、その餘の大部分は均しく行政費であり、眞に農村のために用ゐられるものは、實に蒼海の一粟に過ぎないとさへ謂はれてゐる。³⁶⁾例へば浙江龍游縣に於ては、田賦附加税収入の用途中、農民を利するものは教育附捐と治蟲經費の二種に過ぎず、然かもこの兩者を合して僅に附税總収入の十分の一を占めるに過ぎない有様である。³⁸⁾

四

斯かる田賦附加税が支那農家に對して直接如何なる重壓となつてゐるかを立證すべき充分なる資料がない。富裕縣であり、また實驗縣である河北定縣に於ても、「民國二十二年年度の國税は約三十七萬元、省税は約十九萬元、縣地方捐は約十五萬元、其他の雜項捐款は約三十三萬元、合計額約百〇四萬元である。一ヶ年平均每人の負擔は約二元六角にして、毎家約十五元を負擔してゐる。」³⁷⁾而して定縣の農家は平均二・二畝、每人平均三・六畝を耕作してゐるに過ぎない點から考へ、右の税捐負擔(田賦附加税以外の凡ての税捐をも含む)は相當に重いものと云ふべきである。その他の河北省の中には、上等の田地では每畝三元から四元の餘剰収入のあるものもあるが、下等田では一、二元に過ぎない。然るに拘らず、田賦及び附加税は三角(二角は十錢)から七、八角に上るから、「下等田の農民(自耕農を指す)は其の全部の利得を田賦及び附加税の支拂に充て、其の他の捐税は田を賣り又は借金をして

36) 馮華德、縣地方行政之基礎(政治經濟學報、第三卷、第四期)七〇二頁。
37) 前掲、農村復興委員會會報、第一卷、第十二號、九頁、一〇頁。
38) 農村復興委員會、浙江省農村調查、四一頁。
39) 李景漢、定縣土地調查(社會科學、第一卷、第二期)四三八頁。

之を納めてゐる」⁴⁰⁾やうな極端な處もある。また江蘇省江寧縣に於ては、民國二十年度の正附兩稅總額は每畝九角以上なるに、每畝よりの收穫は二石に過ぎず、昨年の相場によつて賣るに僅に一石二元であり、即ち田賦は全收穫の四分の一を占めてゐる。⁴¹⁾更に浙江省平湖縣では、普通水田一畝から、米一石五、六斗を收穫し得べく、其の値は約十四元であり、その他油菜子六斗を收穫すべく、その値は約二元七角であり、稻稈は六百斤、その値は約四元五角であり、合計每畝の収入は二十一元二角である。而して生産費として每畝灌漑費一元五角、肥料費二元五角、種子費二元、勞働費約八元(二十日分)、合計十四元を要する。⁴²⁾従つて餘剰は每畝七元二角であり、その内より納むべき田賦正附稅合計は一元一角九分となつてゐるから、田賦正附稅合計額は水田の餘剰收益の一七%に當つてゐる。

以上によつて支那農家に對する田賦附加税の重壓程度を概示した。尙ほ注意すべきは、田賦正附稅は田地の所有者にのみ賦加せられるものであるから、その負擔は佃農(小作農)にまで及ばないやうに考へられ易い點である。併し實際上に於ては地主は常に容易に小作料を増徴することによつて、この種の賦稅の負擔を佃農に轉嫁し得るものである。この事は小作制度の完備してゐない支那に於て容易に想像し得る處である。また或る地方では地主と佃農との間に、この種賦稅の負擔割合を協定してゐる處さへもある。⁴³⁾かくの如く考察し來るときは、田賦附加税は支那農村全般の重大問題たるものが明らかとなるであらう。更に北支の諸省では、臨時の「攤款」が田賦附加税以上に農民生活に對して重壓を加へつゝあることを看過してはならない。⁴⁴⁾

かゝる田賦附加税の重壓を緩和するため、國民政府に於ても民國十七年は「限制田賦附加税辦法」を公布し、次いで民國二十三年に第二次全國財政會議が開催されるや、田賦附加税の輕減、苛捐雜稅の廢除に關する決議がな

40) 顧猛、崩潰過程中之河北農村(中國經濟、第一卷、第四五期)二頁。

41) 許濬新、中國捐稅の繁重と農村經濟の衰落、新中華、第十二卷、第十二期、(滿鐵調査月報、第十五卷、第一號)一六三頁。

42) 中央政治學校地政學院與平湖縣政府、平湖之土地經濟、一四六頁。

されたことは既述の如くである。併し此の決議が支那全省に亘つて如何なる程度にまで實施せられてゐるかは疑はしい。

今や東亞新秩序の建設に邁進すべき秋に際し、支那の農民生活を壓迫し、ひいて其の農業生産力の發展を阻害する舊體制下の田賦附加税は、當然批判の對象となるべきものであらう。支那田賦正附税の改革については、漸次各省に土地調査を實施して、土地地目の整理を行ひ、其の賃賃價格又は地價を調査し、之を課税の基準とする近代的の地租及び地租附加税制度に改むべきであらう。併し此の場合に於ても支那土地制度の特殊性をも考慮すべきであるが、之を加味せる具體的政策については茲では之に觸れないこととする。

- 43) 前掲、農村復興委員會會報、第一卷、第十二號、三頁、
44) 例へば冀東地區農村實態調査班、第一回冀東地區內選擇農村實態調査概要報告書(昭和十一年)四四頁參照。